

成年後見選挙権訴訟（東京：名兒耶匠さん） 第4回口頭弁論 報告

2012. 1. 19 杉浦

傍聴 80名弱

被告 被告準備書面（3） 陳述

乙2～8 提出

原告 証拠24の1（ヨーロッパ人権裁判所判決英文）

24の2（ 同 翻訳）

以上提出

<裁判官から被告国に書面的内容を確認>

- ・4頁 能力を欠く者を選挙人団から排除するという点でいいか はい
- ・成年被後見人の範囲と選挙権を行使するための能力を持つ者範囲について
包含関係は前者が後者にすっぽり含まれるということか はい
- ・事理弁識能力を欠く常況にある者、ない者を考え合わせても
その包含関係は変わらないということか
- ・財産管理能力との質的な違いや「常況」ということを考慮に入れても、包含関係
は変わらないと言うことか はい

<原告から被告国に書面的内容を確認>

1 準備書面（3）と答弁書、第1、第2準備書面と第3との関係について

① 原告 前のものは全て事実上撤回で、第3のみ生きているのか？

被告 被告の主張は一貫したものと考えているからどの書面も生きている

裁判官 内容が変わっているように読めましたが。最初の書面では、能力のない者の投票は本来無効だ確認したと思います。その後、主張が変わっているように思うが。

そして、今日の主張が、「最低限の能力もない者の行為は無効」ということではないのか。

被 告 (主張を変遷させたということは認めず)

裁判官 事理弁識能力を欠く者の投票は有効なのか無効なのか？

被告 審判を受けていない人が投票すれば、それは有効です。

2 7頁(2)

② 原 告 選挙権行使に能力を欠く者に選挙権を認めると弊害があるとしてその内容を書かれているが、ここに挙げられている事項が被告のいうところの「弊害」の全てか。

被 告 全てです

③ 原 告 選挙権を行使する能力を欠く者が、誘導されることもなく候補者の名を書いて投票したときは、弊害はあるのか、ないのか

被 告 ない

※ ③については調書に記録してもらった

3 外国法について1頁半ほど、いくつかの国の扱いを指摘されている。

④ 原 告 とくに、選挙に能力を必要としていない国もあるが、それは制度が違うから、と指摘されているにとどまる。必要としている国についても、その根拠にまでは言及されていないが、外国の紹介はこれで終わりか？これ以上の検討はされる予定はないのか？。

被 告 検討する予定がある

裁判所 外国の法律については、能力制限があったところがそれを無くしたところもある。その根拠・経緯などを明らかにしてほしい。

ただし、証拠は、どっと出されても困るので目的に添って整理して

出してほしい。

進行 原告からの書面 3月21日までに提出

被告はそれを受けて検討

次回期日 4月12日 11:00～ 103号法定